

公益財団法人 とかち財団

給 与 規 則

第1章	総 則	1
第2章	給 料	1～3
第3章	諸手当	3～5
第4章	その他の給与	5
第5章	雑 則	5～7
(別表)			
別表1～10		8～17

公益財団法人とかち財団 給与規則

(平成 5年 8月 9日 制 定)
(平成30年 3月 8日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人とかち財団（以下「財団」という。）就業規則（以下「就業規則」という。）第42条の規定に基づき、財団の職員給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する職員とは、就業規則第2条第1項第1号に規定する正職員をいう。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び休職給とする。

(給与からの控除)

第4条 次に掲げるものは、給与支払いのとき控除する。

- (1) 所得税
- (2) 地方税
- (3) 各種保険料
- (4) その他職員の要請に基づき理事長が認めたもの

第2章 給料

(給 料)

第5条 職員の給料は、職務の内容、責任の軽重、その他勤務に関する条件に基づいて、別表1の給料表により理事長が決定する。

- 2 標準的な職務の内容は、別表2の等級別基準職務表に定めるところによる。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の給料は、別表1の職務の級及び号俸のうち別表3に示すとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、官公庁、民間企業等に勤務して退職した者を採用する場合、その者の級及び号俸は、別表4に定める経験年数調整をもって在職する職員との均衡等を考慮して理事長が定める。

(正規転換職員の給料)

第7条 就業規則第9条に定める、正職員へ転換された職員（以下「正規転換職員」という。）の給料は、別表4に定める経験年数調整をもって在職する職員との均衡等を考慮して理事長が定める。

- 2 前項により定められた給料により算出される給与の年額（以下、「転換後給与額」という。）が、正職員へ転換される日に属する年度の契約職員給与として積算した年額（以下、「転換前給与額」という。）を下回る場合は、転換後給与額が転換前給与額を上回るまでの間、転換前給与額を保障する。

(昇格)

第8条 理事長は、財団職員評価育成規程に基づく人事評価（以下「人事評価」という。）が複数年でS以上であり、職員が上位の職務の級に必要な資質等を有していると判断する場合には、その職員を昇格させることができる。

2 理事長は、財団を運営する上で必要であり、かつ、職員が上位の職務の級に必要な資質等を有していると判断する場合には、前項の規定にかかわらず、その職員を昇格させることができる。

3 昇格した職員のその昇格後の給料の号俸は、昇格前に受けていた給料月額と同じ額の号俸又は上位の額の号俸とする。ただし、理事長は他の職員との均衡上必要と認めるときは、調整を行うことができる。

(降格)

第9条 理事長は、複数年の人事評価がB以下であり、職員が現行職務の級の資質等を満たしていない又は財団業務の遂行に支障をきたすと判断する場合には、職員の職務の級を給料表の下位の級に降格させることができる。

2 降格した職員のその降格後の給料の号俸は、降格の際受けていた給料月額と同じ額の号俸、又は直近下位の号俸とする。ただし、理事長は他の職員との均衡上必要と認めるときは、調整を行うことができる。

(昇給)

第10条 昇給日は、毎年4月1日とする。

2 理事長は、前年度の人事評価に基づき、「S+」は6号俸、「S」は5号俸、「A」は4号俸、「B」は3号俸、及び「C」は2号俸を昇給させることができる。

3 理事長は、複数年の人事評価がA以上であり、他の職員との均衡上必要と認めるときは、前項の昇給に加え、昇給号俸を調整することができる。

4 理事長は、職員が現に受けている給料の号俸を受けるに至ったときから最短昇給期間を経過するまでの間において、次の各号に掲げる一に該当する場合は、昇給期間を延伸することができる

(1) 就業規則に定める休日、週休日等の代休日、年次有給休暇、病気休暇及びその休職、特別休暇及び就業禁止、「公益財団法人とかち財団 育児・介護休業等に関する規則」に定める休業及び休暇以外の理由によって、勤務日の5分の1以上に相当する日数を勤務しなかった場合

(2) 停職、減給又は戒告処分を受けた場合

(3) 昇給させることが適当でないと判断される場合

5 満55歳に達した職員の昇給は、理事長が特に必要と認めた場合を除き停止する。

(給料の支給)

第11条 給料の支給日は、毎月21日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は、土曜日にあたる場合は、順次繰り上げる。）とし、その月の初日から末日までの給料額を通貨で支給する。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料支給の始期及び終期)

第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(在職中死亡した職員に対する給料支給特例)

第13条 職員が在職中に死亡したときは、当月分を加えて給料4ヶ月分を遺族に支給する。

ただし、就業規則第54条の規定による停職中の者は、この限りでない。

- 2 前項の遺族のないときは、祭祀を行う者に対し、同項に定める額の2分の1に相当する額を支給する。

(勤務を欠いたときの給料)

- 第14条 職員が勤務しないときは、有給休暇を取得した場合、就業規則第29条に定める休日、または同規則第32条の定めにより指定された週休日等の代休日を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給料を支給する。

(勤務1時間当りの給与額)

- 第15条 勤務1時間あたりの給与額は、給料月額及び寒冷地手当の月額の合計に12を乗じた額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じた時間数から、就業規則第29条に定める休日に勤務時間として割り振られた時間を控除して得た時間を基準として、1年間の勤務時間数として第3項に定めるもので除した額とする。
- 2 前項の場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 第1項に係る1年間の勤務時間数は、1,891時間とする。

第3章 諸手当

(扶養手当)

- 第16条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけている者をいう。

- (1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 前項の主としてその職員の扶養をうけている者とは、次の各号に掲げるいずれにも該当する者をいう。

- (1) その者につき他から扶養手当に相当する給与の支給がなされていない者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円未満の者

- 4 扶養手当は、月額で別表5のとおりとする。ただし、扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同表の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同表の規定による額に加算した額とする。

- 5 次の各号に掲げる一に該当する場合においては、その職員は直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- (1) 新たに職員となった者に、扶養親族がある場合
- (2) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (3) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第16条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (5) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（第2号に該当する場合を除く。）

- 6 扶養手当の支給は、前項第1号の場合で、採用の日から15日以内に届出がなされた場合は採用の日から、15日を経過した後に届出がなされた場合及び前項第2号、第4号及び第5号の場合にあっては、届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合

はその月)から支給を開始し、職員が死亡以外の理由によって退職した場合は、退職の日、死亡による退職の場合及び前項第3号の場合は、その事実の発生した日の属する月(その日が月の初日である場合にはその前月)をもって終わる。

- 7 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給をうけたときは、その全額を返還させ、なお爾後の手当はこれを支給しないことがある。
- 8 扶養手当の支給については、給料支給の例による。

(住居手当)

第17条 職員に住居手当として、別表6の額を支給する。

- 2 住居手当は、給料支給のとき支給する。

(通勤手当)

第18条 片道2キロメートル(徒歩による最短距離)以上の通勤のため、交通機関又は交通用具を利用している職員には、別表7のとおり通勤手当を支給する。

- 2 新たに採用された職員又は通勤手当の支給をうけていない職員が、前項に該当するとき又は該当するに至ったとき、若しくは通勤手当の支給をうけている職員に、その額を変更する事由が生じたとき及び前項の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- 3 通勤手当の支給の始期及び終期は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 新たに採用された職員においては、採用された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- (2) 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- (3) 通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
- (4) 通勤手当を支給されている職員がその要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

- 4 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不正にこの手当を受給した場合には、その額を返還させ、なお爾後の手当を支給しないことがある。

- 5 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由で月の全日数を出勤しない場合は、その月の通勤手当を支給しない。

- 6 通勤手当は、給料支給のとき支給する。

(寒冷地手当)

第19条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下本条において「基準日」という。)

に在職する職員に対し、基準日における別表8に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表のとおり、11月から翌年3月までの5ヶ月間、毎月の給料日に寒冷地手当を支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第20条 6月1日及び12月1日(以下、本条において、これらの日を「基準日」という。)

に、在職する職員に6月15日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその前日。)に期末手当及び勤勉手当を支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当の額は、前年度の人事評価に基づく別表9に定める額に、その者の在職期間及び勤務期間の区分に応じて、別表10の支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 正規転換職員の期末手当及び勤勉手当の額は、その者が基準日において6箇月の在職期間

及び勤務期間があるとみなし、前項の規定を適用した額とする。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第21条 職員が正規の勤務時間を超えて又は休日に勤務を命ぜられた場合は、その超えて勤務した又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間あたりの給与額に別表11の率を乗じた金額を、時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。ただし、次条に定める管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 時間外勤務手当又は休日勤務手当は、次の給与期間の給料支給のとき支給する。

(管理職手当)

第22条 管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が指定する者については、その特殊性に基づき、その者の受ける給料の100分の20を超えない範囲において、管理職手当を支給する。

2 管理職手当は月額とし、管理職手当を支給する職員及び管理職手当の額は、理事長が定める。

3 前項各号の規定により計算して得た額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り上げるものとする。

4 2以上の職を兼務する場合又は他の職の事務取扱を行う場合は、本務の職に対してのみ支給する。

5 管理職手当を受けべき者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の管理職手当を支給しない。

6 管理職手当は給料支給のとき支給する。

第4章 その他の給与

(休職者の給料)

第23条 職員が就業規則第11条の定めにより休職を命じられた場合、その休職期間における給料は、以下のとおり支給する。

(1) 就業規則第11条第2項第1号の期間については、その職員が受ける給料の100分の80を支給する。ただし、休職を命じた理由が業務上の傷病による場合は、その職員が受ける給料の100分の100以内を支給することができる。

(2) 就業規則第11条第2項第2号の期間については、その職員が受ける給料の100分の60以内を支給することができる。

(3) 就業規則第11条第2項第3号の期間については、以下のとおり支給する。ただし、理事長が特に必要と認める職員には、1年6月を超える期間について100分の70とすることができる。

①休職期間が1年に達するまでの期間 100分の80

②休職期間が1年を超える場合、その期間 100分の50

③休職期間が2年を超える場合、その期間 100分の30

第5章 雑則

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成5年8月9日から施行する。

- 附則（平成5年12月17日一部改正）
この規則は、平成5年12月17日から施行する。
- 附則（平成6年2月28日一部改正）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 附則（平成6年12月16日一部改正）
この規則は、平成6年12月16日から施行する。
- 附則（平成7年12月19日一部改正）
この規則は、平成7年12月19日から施行する。
- 附則（平成8年12月18日一部改正）
この規則は、平成8年12月18日から施行する。
- 附則（平成9年9月12日一部改正）
この規則は、平成9年9月12日から施行する。
- 附則（平成9年13月14日一部改正）
この規則は、平成9年13月14日から施行する。
- 附則（平成10年1月6日一部改正）
この規則は、平成10年1月6日から施行する。
- 附則（平成10年12月24日一部改正）
この規則は、平成10年12月24日から施行する。
- 附則（平成11年8月1日一部改正）
この規則は、平成11年8月1日から施行する。
- 附則（平成12年4月1日一部改正）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則（平成15年1月1日一部改正）
この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 附則（平成15年12月1日一部改正）
この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 附則（平成17年4月1日一部改正）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則（平成20年4月1日一部改正）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則（平成21年4月1日一部改正）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則（平成22年12月1日一部改正）
この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附則（平成23年12月1日一部改正）

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附則（平成25年4月1日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年12月25日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月25日一部改正）

この規則は、平成28年3月25日から施行する。

ただし、改正後の給与規則は平成27年4月1日から適用する。

附則（平成28年3月25日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年12月16日一部改正）

この規則は、平成28年12月16日から施行する。

ただし、別表1の給料表は平成28年4月1日から、別表8の勤勉手当は平成28年12月1日から適用する。

附則（平成29年3月31日一部改正）

この規則は、平成29年3月31日から施行する。

附則（平成30年3月8日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行し、別表1（第5条関係）の給料表は平成29年4月1日から、第10条第1項の規定は平成31年4月1日から、第20条第2項及び別表9の規定は以下のとおり適用する

別表9（2）勤勉手当

- ①平成29年度支給分 平成29年12月1日から平成30年3月31日まで適用する。
- ②平成30年度支給分 施行日から平成31年3月31日まで適用する。
- ③平成31年度支給分 平成31年4月1日から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)
1	132,700	168,600	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
2	133,700	171,300	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
3	134,700	173,900	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
4	135,700	176,500	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
5	136,500	179,200	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
6	137,500	180,900	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
7	138,500	182,600	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
8	139,600	184,300	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
9	140,400	185,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
10	141,400	187,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
11	142,400	189,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
12	142,500	191,100	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
13	142,600	192,700	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
14	143,700	194,500	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
15	144,900	196,300	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
16	146,000	198,100	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
17	147,100	199,700	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
18	148,200	201,500	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
19	149,300	203,300	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
20	150,400	205,100	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
21	151,500	206,800	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	152,900	208,600	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	154,200	210,400	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	155,500	212,200	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	156,800	213,600	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	158,300	215,400	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	159,800	217,100	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	161,400	218,900	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	162,700	220,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	164,200	222,300	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	165,700	223,900	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	167,200	225,500	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	168,600	227,000	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	171,300	228,700	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	173,900	230,300	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300

36	176,500	231,900	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	179,200	233,100	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	180,900	234,600	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	182,600	236,000	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	184,300	237,300	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	185,800	238,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	187,600	239,800	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	189,400	240,800	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	191,100	242,000	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	192,700	243,300	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	194,200	244,500	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	468,500
47	195,700	245,700	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	468,800
48	197,200	247,000	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	469,100
49	198,500	247,900	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	469,400
50	199,800	249,300	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	469,700
51	201,100	250,700	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	470,000
52	202,400	252,200	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	470,300
53	203,700	253,600	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	470,600
54	205,000	255,000	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	470,900
55	206,300	256,400	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	471,200
56	207,600	257,700	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	471,500
57	208,800	258,900	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	471,800
58	210,100	260,200	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	211,400	261,600	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	212,700	262,900	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	213,800	264,100	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	214,900	265,200	325,300	364,800	381,300	403,700	444,800	
63	215,900	266,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,100	
64	217,000	267,800	326,900	366,200	382,500	404,300	445,400	
65	218,100	268,800	327,800	366,500	382,900	404,600	445,700	
66	219,100	269,900	328,200	367,200	383,500	404,900	446,000	
67	220,000	271,200	328,900	367,900	384,100	405,200	446,300	
68	221,000	272,500	329,700	368,600	384,700	405,500	446,600	
69	221,500	273,500	330,500	368,900	385,100	405,700	446,900	
70	222,400	274,500	331,200	369,500	385,600	406,000	447,200	
71	223,200	275,400	331,900	370,200	386,100	406,300	447,500	
72	224,100	276,500	332,600	370,800	386,700	406,600	447,800	
73	224,800	277,600	333,100	371,100	387,000	406,800	448,100	
74	225,800	278,600	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	226,600	279,500	334,200	372,400	387,800	407,400		

76	227,500	280,500	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	228,200	281,100	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	229,000	282,000	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	229,900	282,700	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	231,000	283,600	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	231,700	284,600	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	232,400	285,400	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	233,000	286,200	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	233,800	287,000	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	234,600	287,800	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	235,300	288,300	339,100	377,800	390,900	410,100		
87	236,000	288,700	339,600	378,200	391,200	410,400		
88	236,600	289,200	340,000	378,600	391,400	410,600		
89	237,300	289,300	340,300	379,000	391,600	410,800		
90	238,100	289,700	340,700	379,500	391,900			
91	238,900	289,900	341,200	379,900	392,200			
92	239,600	290,300	341,600	380,300	392,400			
93	240,200	290,500	341,800	380,600	392,600			
94	240,900	290,700	342,200	381,100	392,900			
95	241,600	291,100	342,700	381,500	393,200			
96	242,300	291,400	343,100	381,900	393,400			
97	242,900	291,700	343,200	382,200	393,600			
98	243,600	292,000	343,700	382,700	393,900			
99	244,300	292,300	344,100	383,100	394,200			
100	245,000	292,700	344,400	383,500	394,400			
101	245,600	293,000	344,700	383,800	394,600			
102	246,100	293,400	345,100	384,300				
103	246,400	293,700	345,500	384,700				
104	246,800	294,100	345,900	385,100				
105	247,100	294,200	346,400	385,400				
106		294,400	346,800					
107		294,800	347,200					
108		295,200	347,600					
109		295,400	348,100					
110		295,700	348,500					
111		296,100	348,800					
112		296,500	349,100					
113		296,700	349,600					
114		297,000	349,900					
115		297,400	350,200					

116		297,700	350,500					
117		297,900	350,800					
118		298,200	351,100					
119		298,600	351,400					
120		298,900	351,700					
121		299,100	352,000					
122		299,500						
123		299,900						
124		300,200						
125		300,300						
126		300,600						
127		300,900						
128		301,300						
129		301,500						
130		301,700						
131		302,000						
132		302,300						
133		302,700						
134		302,900						
135		303,200						
136		303,500						
137		303,800						

別表2（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	係、研究員
2級	係、研究員
3級	主査、研究主査
4級	主査、研究主査
5級	課長、主幹
6級	部長、参事

別表 3 (第 6 条関係)

初 任 給

区 分	級・号俸
大 卒	1 級 3 7 号俸
短 大 卒	1 級 2 7 号俸
高 卒	1 級 1 7 号俸
中 卒	1 級 1 号俸

別表 4 (第 6 条関係)

経験年数調整

経歴の種類	職員の職務との関係	換算割合
国家公務員、地方公務員、公共企業体職員、政府関係機関職員及び外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	1 0 割以下
	その他のもの	8 割以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	1 0 割以下
	その他のもの	8 割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		1 0 割以下 (在学期間は正規の修学年数の範囲内)
その他の期間	技能労務等の職務で関係があると認められるもの	5 割以下
	その他のもの	3 割以下

別表5（第16条関係）

扶養手当

区 分	支 給 額
配偶者（第2項第1号に掲げる者）	6,500円
配偶者以外の被扶養者（第2項第2号に掲げる者）	10,000円
配偶者以外の被扶養者（第2項第3号から同項第5号に掲げる者）	6,500円

別表6（第17条関係）

住居手当

区 分	支 給 対 象 要 件	家賃	支 給 額
借家・借間	自ら居住するため住宅（貸家を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員	23,000円以下	家賃－12,000円
		23,000円超 55,000円未満	$(\text{家賃}-23,000\text{円}) \times 0.5 + 11,000\text{円}$
		55,000円以上	27,000円
そ の 他	前記に定める職員以外の職員 で理事長が別に定める職員	前記に定める支給額の半額	

別表7（第18条関係）

通 勤 手 当

区 分	使 用 距 離 等	支 給 額	限 度 額
交通機関 利用者	交通機関が定期券を発行している場合	1月の定期券の額	55,000円
	交通機関が定期券を発行していない場合	通勤21回分運賃	
その他 自家用車等 利用者	使用距離が片道2km以上 5km未満	5,400円	
	使用距離が片道5km以上 10km未満	7,600円	
	使用距離が片道10 km以上15km未満	10,200円	
	使用距離が片道15 km以上20km未満	12,800円	
	使用距離が片道20 km以上25km未満	15,500円	
	使用距離が片道25 km以上30km未満	18,100円	
	使用距離が片道30 km以上	20,900円	
併用者	その他の者	合 算 額	55,000円
備 考			

別表8（第19条関係）

寒 冷 地 手 当

支給日	世帯区分	支給額
11月から翌年3月まで毎月 の給料日（5ヶ月間）	扶養親族のある世帯主である職員	26,380円
	その他の世帯主である職員	14,580円
	その他の職員	10,340円

別表9（第20条関係）

期末手当及び勤勉手当

(1) 期末手当

支給日	支給率
6月15日	$(\text{基準日における給料月額} + \text{扶養手当月額} + \text{役職加算}) \times 122.5 / 100$
12月10日	$(\text{基準日における給料月額} + \text{扶養手当月額} + \text{役職加算}) \times 137.5 / 100$

(2) 勤勉手当

支給日	支給率		
	①平成29年度 支給分	②平成30年度 支給分	③平成31年度 支給分以降
6月15日	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times 85.0 / 100$	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times 90.0 / 100$	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times \text{人事評価に基づく成績率}$
12月10日	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times 95.0 / 100$	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times 90.0 / 100$	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times \text{人事評価に基づく成績率}$

人事評価に基づく成績率は、以下のとおりとする

S+ : 1.00、S : 0.95、A : 0.90、B : 0.85、C : 0.80

(3) 役職加算：給料月額に次の支給割合を乗じた額

職務の級に属する職員	割合
8級に属する職員	100分の20
7級に属する職員	100分の15
5級及び6級に属する職員	100分の10
3級及び4級に属する職員	100分の5

別表 10 (第 20 条関係)

期末手当及び勤勉手当の在職期間の支給割合

期末手当

基準日以前 6 箇月以内の在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

勤勉手当

基準日以前 6 箇月 以内の勤務期間	割合	基準日以前 6 箇月 以内の勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100	2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	40 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	95 分の 100	2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	30 分の 100
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	90 分の 100	1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	20 分の 100
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	80 分の 100	1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	15 分の 100
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	70 分の 100	15 日以上 1 箇月未満	10 分の 100
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	60 分の 100	15 日未満	5 分の 100
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	50 分の 100	零	零

別表 1 1 (第 2 1 条関係)

時間外勤務手当及び休日勤務手当

区 分		割 合		
		1ヶ月に正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、60時間を超えない時間	1ヶ月に正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、60時間を超えた時間	
時 間 外 勤 務 手 当	平日の深夜以外	100分の125	100分の150	
	平日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の150	100分の175	
	週 休 日	土曜日の深夜以外	100分の135	100分の150
		土曜日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の160	100分の175
		日曜日の深夜以外	100分の135	
		日曜日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の160	
	週休日勤務の振替	100分の 25	100分の 50	
休日勤務手当		100分の135		